

東日本大震災で被災した学生の皆さんへ

## 東日本大震災による被災学生の授業料免除（入学料免除）申請について

平成25年度後期分授業料免除（平成25年10月入学者に係る入学料免除）の実施については掲示等により周知しているところですが、被災による所得減や多額の修繕費用の負担等により、授業料（入学料）の納入が著しく困難である場合は、被災（罹災）証明書、前年分の所得を確認できる書類及び被災金額を証明できる書類等を添付のうえ、授業料免除（入学料免除）の申請書類を提出してください。

なお、申請期限は厳守願います。

※申請方法の詳細・申請期限については「免除申請のしおり」をご覧ください。

参照URL：本学トップページ＞学生生活＞各種手続・証明書＞入学料・授業料＞新着情報

問い合わせ先

学務部学生支援課（高等教育推進機構④番窓口）

電話：011-706-7530

平成25年8月